

ASBJ、企業会計基準公開草案第94号 「法人税等に関する会計基準（案）」等を公表

適用対象について「課税対象利益を基礎とする税金」という原則的な定めを置いて会計処理と開示を定めることを改正のポイントとする、「法人税等に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」）が公表されました。

課税対象利益

法人税等

住民税（均等割）



News

- 会計基準の適用対象を主に「**課税対象利益**（課税当局の定めに従って算定された特定の事業年度の利益であり、当該利益を対象として税金が課されるもの）を基礎とする税金」という定義によって定めることが提案されています。
- **住民税（均等割）**など、課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものについては売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示することが提案されています。
- 本公開草案では、法人税等会計基準以外の諸基準等の改正も含みます。また、本公開草案とは別に、個別の税金ごとの具体的な取扱いを示した、**補足文書（案）**も公表されています。



Background

企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」では、適用対象となる具体的な税金を特定して会計処理及び開示について定めているため、個別の税金の創設を受けて都度改正されてきましたが、**その適用対象となる税金に関して、原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法への見直しが検討された結果、本公開草案が公表されました。**



Insight

本公開草案では、従前の取扱いがおおむね踏襲されている一方、現行基準では法人税等に含めている**住民税（均等割）**について、売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示することが提案されています。これにより、各段階利益に影響が生じる可能性があります。なお、住民税（均等割）の表示方法の変更に伴う適用初年度の比較情報の組替については、経過措置が設けられています。

1. 公開草案の公表

ASBJは2026年1月9日に以下の公開草案（以下まとめて「本公開草案」）を公表しました。本公開草案のコメント期限は、2026年3月9日です。

- ・ 企業会計基準公開草案第94号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準案」）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第94号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（以下「税効果適用指針案」）
- ・ 実務対応報告公開草案第73号（実務対応報告第42号の改正案）「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」
- ・ 移管指針公開草案第19号（移管指針第6号の改正案）「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）」（以下「キャッシュ・フロー実務指針案」）
- ・ 企業会計基準公開草案第95号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（そのX）（案）」
- ・ 企業会計基準公開草案第96号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（そのX）（案）」
- ・ また、本公開草案が最終化され適用される際に、実務に資するための情報を提供することを目的として、補足文書（案）「我が国における課税対象利益を基礎とする税金及び税効果会計における税率に関する取扱いについて（案）」を併せて公表しました。

2. 本公開草案公表の経緯

改正前の企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」）は、具体的な税金を挙げ、当該税金について規定する税法を参照することにより適用対象となる税金を特定して会計処理及び開示について定めていたため、個別の税金の創設がある都度、税制改正から適用までの短期間で会計基準等の改正を行う必要が生じていました。これを受け、法人税等会計基準の適用対象となる税金に関して、原則的な定めを置き、具体的な税金を特定しない方法へ見直しを行うことについて企業会計基準諮問会議から提言が行われたことを契機に、ASBJは改正基準案の開発の審議を進め、今般本公開草案が公表されました。

3. 本公司開草案の概要

(1) 適用対象となる税金（法人税等会計基準案第1項、第2項、第2-2項、第27-2項～第27-7項）

本公司開草案では、法人税、地方法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税の基準法人所得割額といった、課税対象利益を基礎とする税金に関する会計処理及び開示を定めることを提案しています。また、現行の法人税等会計基準の対象範囲等を考慮し、以下については課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの、適用対象に含めることが提案されています。

- ・ 「住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）」
- ・ 「受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等」
- ・ 「親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもの」

(2) 課税対象利益を基礎とする税金（法人税等会計基準案第4項(1)、(2)、第28-2項～第28-4項）

本公司開草案では、次のとおり適用対象となる「課税対象利益を基礎とする税金」を定めています。

- ① 「課税対象利益」とは、課税当局の定めに従って算定された特定の事業年度の利益であり、当該利益を対象として税金が課されるものをいう。
- ② 「課税対象利益を基礎とする税金」とは、課税対象利益を基礎として、課税当局の定めに従って算定された税金及びその付加税をいう。

従来法人税等会計基準の適用対象となっている、法人税、地方法人税、住民税、事業税等が基本的に所得を対象として課されるという性質を考慮し、かつ、国際的な会計基準における法人所得税の定義等を参考にして、特定の税金の名称や用語に囚われない、より汎用性の高い定めを置くこととしています。

(3) 会計処理（法人税等会計基準案第5項～第8-5項、第29-13項～第29-16項）

本公司開草案では、課税対象利益を基礎とする税金という定義に照らして、該当するもの、そうでないものの会計処理を一括して定める形とされていますが、法人税等会計基準の会計処理をおおむね踏襲し、法令を適用して算定した額を、原則として損益に計上する処理が提案されています。

(4) 表示

- ① 課税対象利益を基礎とする税金（法人税等会計基準案第9項、第15項、第40-4項、第40-5項）

損益に計上する課税対象利益を基礎とする税金の額は、損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に、「法人税等」などの適切な科目をもって表示することが提案されています。

- ② 住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）（法人税等会計基準案第18-2項、第18-3項、第40-6項、第40-7項）

現行の法人税等会計基準は、住民税（均等割）について「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目で表示し、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）については、原則として損益計算書の販売費及び一般管理費として表示することとしています。これに対し、本公開草案では、**損益に計上する当事業年度の住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）は、損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示することが提案されています。**

- ③ 受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等及び親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもの（法人税等会計基準案第18-4項、第18-5項、18-7項～第18-9項、第40-8項～第40-24項）

本公開草案では、当該税額が税額控除の対象となるか否かにより、次のとおり取り扱うことを提案しています。

【税額控除の対象となる税額】

- 税額控除を選択する場合、「法人税等」などの適切な科目に含めて表示する。
- 税額控除を選択しない場合、損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示する。

【税額控除の対象とならない税額】

- 損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示する。
- ただし、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける外国子会社から受ける配当に係る外国源泉所得税の額は、「法人税等」などの適切な科目に含めて表示する。

(5) 関連する会計基準等の見直しと補足文書（案）（税効果適用指針案第4項(2)、(11)～(13)、第46項、第47項、第74-3項、第91項、第150-3項等、キャッシュ・フロー実務指針案第10項、第35-2項）

「課税対象利益を基礎とする税金」が新たに定義されたことに伴い、本公開草案では、税効果会計の対象となる税金、法定実効税率の定義の見直しや繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率の定めの表現の見直し等、税効果適用指針案等の改正も提案されています。また、住民税（均等割）の表示方法の変更に伴い、キャッシュ・フロー計算書においても、「法人税等の支払額」に含めてはならないことが提案されています。なお、実務に資するための情報を提供することを目的として、個別の税金ごとの具体的な取扱いを示した、補足文書（案）も本公開草案と併せて公表されています。

4. 適用時期及び経過措置（法人税等会計基準案第20-7項、第20-8項、第47項、第48項等）

改正会計基準等の公表から1年程度経過した年の4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの適用が想定されていますが、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用も可能であることが提案されています。また、経過措置として、**適用初年度の比較情報について、住民税（均等割）に関して新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない**とすることが提案されています。

5. 実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」

2025年11月20日にASBJから実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」が公表されました。これは、上述の法人税等会計基準等の見直しが完了するに先立ち、防衛特別法人税が2026年度より導入されることから、短期的な対応として実務対応報告が公表されることとなったものです。防衛特別法人税の会計処理及び開示は、地方法人税と同様とすることが提案されており、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが提案されています。なお、当該実務対応報告については、改正法人税等会計基準が適用開始となった時点で適用を終了することとされています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public